

救急医療用ヘリコプター(ドクターヘリ)相互応援に係る基本協定実施細目

この実施細目は、関西広域連合(以下「甲」という。)、愛媛県(以下「乙」という。)、高知県(以下「丙」という。))及び高知県・高知市病院企業団(以下「丁」という。))の間で締結した救急医療用ヘリコプター(ドクターヘリ)相互応援に係る基本協定(以下「協定」という。))の実施に際し、甲が運航事業を行うドクターヘリ(以下「徳島県ドクターヘリ」という。)、乙が運航事業を行うドクターヘリ(以下「愛媛県ドクターヘリ」という。))及び丙が運航事業を行うドクターヘリ(以下「高知県ドクターヘリ」という。))の運航等に関して、必要な事項を定めるものとする。

(運航時間)

第1条 他県のドクターヘリを要請することができる時間は、原則として、出勤するドクターヘリの運航要領等に定める次表に掲げる運航時間とする。

県名	運航開始時間	運航終了時間
徳島県	8時	日没
愛媛県	8時30分	17時15分を原則(季節による日没時間を考慮)
高知県	8時30分	日没35分前又は午後6時30分のいずれか早い時刻

(出勤範囲)

第2条 ドクターヘリの出勤対象地域は、別紙の行政区域に記載の市町とする。

(要請)

第3条 消防機関は、自県のドクターヘリが出勤している場合又は何らかの事情により出勤できない場合に限り、相手方の基地病院にドクターヘリの出勤を要請できるものとする。

(運航調整委員会への参加)

第4条 ドクターヘリの運航に際し、甲、乙及び丙は相互に、関係機関の調整及び普及啓発を行うために設置している運航調整委員会に参加する。

(連絡会議等)

第5条 甲、乙及び丙は、協定に基づきドクターヘリの運航が円滑に行われるよう医務関係部局、基地病院等で構成する連絡会議を設置し、随時必要な協議を行うとともに、次に掲げる事項を整備するものとする。

- (1) 甲、乙及び丙の担当部局の責任者及び担当者の職、氏名及び連絡先
 - (2) 離着陸場所の所在地及び位置図
 - (3) ドクターヘリの出勤の要請を行う消防機関の担当者の所属、氏名及び連絡先
 - (4) ドクターヘリによる搬送患者を受け入れる病院の情報及び連絡方法
- 2 連絡会議の事務は、甲、乙及び丙の医務関係課において行う。